

令和 7 年 1 月 28 日

議員定数・報酬等検討特別委員会

委員長 後藤 國弘 様

政務活動費分科会

座長 山田 紘治

政務活動費分科会における検討結果の報告について

政務活動費分科会における検討結果について、下記のとおり報告します。

記

1 調査結果の概要

政務活動費分科会では、「支給方法」と「支給金額」について調査を行い、それぞれについて下記のとおり合意形成した。

- 支給方法は、現在の「会派支給」から「個人支給」に変更する。
- 支給金額は、現状の「年額 8 万円」は金額が低いため、支給金額のを「月額 1 万 5, 000 円」の「年額 18 万円」に増額する。

2 - 1 さまざまな支給方法の検討

1. 会派支給
2. 個人支給
3. 会派支給もしくは個人支給の選択制
4. 会派支給及び個人支給の分割支給

2 - 2 それぞれのメリット・デメリットの議論

1. 会派支給

● メリット 会派で活動費をプールするため、一部所属議員の行政視察に活動費を充てるなど、会派内での支出の柔軟性がある。

● デメリット

個人の議員活動にかかる費用に充てることができない。

2. 個人支給

● メリット

- ・自己負担で行っていた個人の議員活動に公費を充てられる。
- ・支出の公開が必要となるため、個人の活動を市民に周知できる。
- ・会派での合意形成が必要なくなるため、活動しやすくなる。

● デメリット

- ・会派内で柔軟な支出ができなくなる。(会派での活動費用を按分できるような場合、個人支給の政務活動費をそれに充てることは可能。)
- ・個人支給分の全てを個人で使いたい人がいた場合、会派での合意形成ができなくなり、会派活動が停滞する。
- ・個人の議員活動とそれ以外の個人的な活動の線引きが難しいため、今後は説明責任の重要性が増す。(デメリット?)

3. 会派支給もしくは個人支給の選択制

メリット、デメリットとともに会派支給と個人支給に記載したとおり。

4. 会派支給及び個人支給の分離制

● メリット

- ・明確に分けることで、それぞれ計画的な活動が可能。

● デメリット

- ・明確に分けるため、それぞれを別の活動に充てることが困難。

2-3 支給方法に関する各委員の意見

- ・会派支給は固定化された使い方になっているが、個人分も対象にすることで、様々な活動に支出できるようになる。
- ・現状は会派で合意形成ができない場合、会報紙を出せないが、個人支給であれば会派の一部議員の連名で広報紙を出せるため、支出が容易となる。
- ・小規模会派の中には、会派支給がいいところがあるかもしれないので、会派支給と個人支給の選択制にしては。
- ・「会派で助け合いができる」部分を残しては。
- ・個人支給にしても、今まで通り、会派で合意形成ができれば会派での活動に支出が可能なら、個人支給でもよい。

2-4 支給方法の変更に関する分科会の結論

主に「現状の会派活動が停滞することに関する懸念」が示されたが、個人支給であっても、会派での合意形成ができれば、従来通り、会派活動に政務活動費を充てることは可能であることが整理された。

その後、全会一致で支給方法を「個人支給」とすることが決定した。

3－1 支給金額の変更についての検討

「他市を参考にする方法」と「現状や今後必要となる費用を積み上げる方法（積み上げ方式）」で支給金額を検討した。

●他市を参考にする方法についての各委員の意見

- ・県内他市は年額12万円が多いため、分かりやすく月額1万円の年額12万円とするべき。

●積み上げ方式についてのモデル金額の紹介

- ・おおよそ月額2万円の年額24万2,000円。
- ・おおよそ月額1万円の年額11万8,000円。（活動報告書の折込代は含まない）

3－2 中間報告時点の各委員の意見

現状から引き上げるべきとの意見であったが、具体的な支給金額の結論は持ち越しとなつた。

- ・8万円は少ないとと思うが、いきなり年額24万円まで上げることは、「市民感情」から見て行き過ぎであるため、年額12万円ほどがよい。
- ・まず、据え置かれ続けた年額8万円から引き上げることが大事。
- ・今後は個人活動分と会派活動分に充てる必要があることから、年額24万円ほどが望ましい。
- ・（積み上げ方式の24万円のケースで、広報費が12万円近いことから）広報費だけでも年額12万円では足りないとと思われる所以、年額15～16万円ほどがよいのではないか。
- ・活動費用の全てを政務活動費から出すのは難しい。他市の事例を参

3－3 具体的な支給金額の検討

委員会への中間報告後、後日分科会を開会し、支給金額について協議を行った。委員から提案された下記の4つの案について協議した。

- 1 年額 12万円
- 2 年額 24万円
- 3 年額 15～16万円
- 4 他市を参考にした平均値（特定条件で17万円）

● 4つの案に関する各委員の意見

- ・物価は数十年前と比較して約1.5倍となっているとの調査結果もあるため、現状の8万円の1.5倍とすることが、市民に説明しやすいのではないか。（年額12万円の意見）
- ・現状の8万円は他市と比較しても少ない。政務活動費は使用しなければ返還すればよいものなので、視察等の調査研究活動を活発に行う議員のために引き上げたほうがいい。（年額15～16万円の意見）
- ・支給額改定の機会は今後あまりないと思われるため、今回の引き上げ額は重要である。（年額15～16万円の意見）

3－4 支給金額の変更に関する分科会の結論（後日訂正あり）

年額15万円に決定した。決定に際し、考慮した点は下記のとおり。

- ・数十年前と比較して物価は上昇しており、なお物価高騰の状況が続いていること。
- ・政務活動費は余りを返還するものなので、調査研究活動を活発に行う議員のための、あくまで上限額としての引き上げであること。
- ・年額15万円に引き上げても、なお県内で支給している市の平均額17万円（岐阜市除く）を下回っていること。

3－5 支給金額の変更についての再検討

市民アンケートと市議会意見交換会の結果を踏まえ、再度、支給金額について協議した。

●再検討にあたっての各委員の意見

- ・アンケートと意見交換会とともに、政務活動費の増額に関しては肯定的であった。こういった機会は今後訪れないと思うので、今回、一気に増額すべき。
- ・アンケートや意見交換会では、使途の明確化をすれば、増額は問題ないという意見が大半であったと思う。その点を考慮して増額すべき。
- ・年額8万円は低すぎるため、前回決定した年額15万円を基準として、物価高騰を考慮して、さらに増額してもよい。
- ・年額8万円は低すぎるということだが、市民はその金額を現状値としてアンケートや意見交換会で意見を述べた以上、その点を考慮して増額幅を決定すべき。
- ・同規模自治体と比較して極端に低い金額であり、議員の視察費用等を自費で支払っている現状を鑑み、増額すべき。

3－6 支給金額の変更に関する分科会の結論（最終決定）

当初は年額15万円とする意見が多かったものの、他市の状況、市民アンケートや意見交換会の結果、議員の視察研修機会の確保、物価高騰など、さまざまな要因を総合的に勘案した結果、「月額1万5,000円」の「年額18万円」とすることに決定した。

参考：事務局が分科会において示した数値など（抜粋）

羽島市の現状	県内21市	同規模人口
支給額(8万円)	最下位	最下位
人口1人当たりの支給額(1.2円)	最下位	最下位

平均との比較	県内21市	同規模人口
全体	208,000	274,000
支給自治体のみ	257,000	298,000
高額(50万円以上)除く	170,000	245,000

交付対象	会派または無所属	個人
5~10万人未満	70%	25%
全体	67%	24%

支給額（月額）	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満
5~10万人未満	1.90%	47.00%	32.60%
全体	4.80%	33.10%	24.30%